

工事監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市が発注する工事に係る監査（以下「工事監査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事の指定)

第2条 工事監査の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、契約金額1千万円以上の工事とし、監査委員が指定する。

(準備調査)

第3条 監査委員は、指定した対象工事について監査事務局に準備調査を行わせる。

(準備調査の方法)

第4条 準備調査は、契約事務等については監査事務局職員が、設計及び施工等技術に係るものについては技術士で組織された団体に委託して行う。

2 対象工事の担当課長等は、準備調査に立ち会わなければならない。

3 準備調査による疑問事項等については、対象工事の担当課長は、速やかに回答しなければならない。

(準備調査の報告)

第5条 準備調査の結果は、2週間以内に書面をもって監査事務局長に報告するものとする。

2 監査事務局長は、準備調査の結果を取りまとめて監査委員に報告するものとする。

(監査の方法)

第6条 監査委員は、準備調査結果の報告を受け、現地を実査し、監査を実施する。

(監査の位置付け)

第7条 工事監査は、随時監査とする。

(着眼点)

第8条 工事監査の着眼点は、工事内容等を考慮し、監査委員がその都度定めるものとする。

(実施通知)

第9条 工事監査の実施計画を決定したときは、代表監査委員は監査の対象となる市長又は執行機関の長に通知するものとする。

(関係資料等の提出)

第10条 対象工事担当課長は、関係資料及び調書を監査事務局長に提出しなければならない。

(講評・報告等)

第11条 監査委員は、工事監査の結果を講評し、速やかに報告及び公表するものとする。

2 指摘事項があったときは、これに対する弁明又は意見を聴取するとともに、措置状況報告書を受理した後、報告及び公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成4年1月10日から施行する。

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。